

議員提出議案第8号

脱炭素社会を目指す対策の強化を求める意見書

上記の議案を提出する。

令和元年12月18日

提 出 者

24番 西園寺みきこ

13番 山本あつし

20番 橋本しげき

22番 山本ひとみ

26番 深沢 達也

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘 殿

脱炭素社会を目指す対策の強化を求める意見書

近年「経験したことのない」規模の自然災害が毎年のように発生し、気候変動、異常気象は現実のものとして多くの国民に実感されています。

これら気候変動の原因は、I P C C（気候変動に関する政府間パネル）において 1988 年から研究されてきました。その第 5 次評価報告書の中に、「今世紀末の世界平均気温変化は R C P シナリオによれば 0.3～4.8 度の範囲、平均海面水位の上昇は 0.26～0.82 メートルの範囲となる可能性が高い」と明記されており、20 世紀後半以降の便利な生活を享受してきた私たちに、子孫の世代に対して負うべき大きな責任があることは明らかとなっています。

世界的な「脱炭素化」の動きを受け、将来負の遺産となり得る石炭火力発電所への投資を控える動きがヨーロッパで既に始まっています。

地球温暖化対策推進法では、「国と地方公共団体がそれぞれの役割を果たしつつ連携して、温暖化対策に取り組むこと」が義務づけられています。武蔵野市も市民とともに目標達成に努めていますが、広域的な電力由来のCO₂排出係数が大きければ、排出量削減目標マイナス 26%を達成することはできません。持続可能な環境を次世代に引き継ぐため、脱炭素対策強化は不可欠です。

よって、武蔵野市議会は、貴職に対し、深刻化する気候変動に対する責任ある行動の一環として、下記事項の実現を求めます。

記

- 1 温暖化対策に意欲的に取り組む諸国に倣い、二酸化炭素排出係数が最も大きい石炭火力発電所を、段階的に減らすこと。
- 2 脱炭素社会を目指す国際諸機関への協力、加盟などに尽力すること。
- 3 石炭火力発電にかかわる事業者や労働者が、急激な事業停止や解雇に陥らないよう、円滑で段階的な事業転換を促すための「公正な移行」措置を議論し、国民負担に配慮した検討を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

令和元年 12 月 日

武蔵野市議会議長 小美濃 安弘

内閣総理大臣	}	あて
経済産業大臣		
環境大臣		